

精華町災害廃棄物処理計画策定について

令和5年3月24日(金)
精華町環境推進委員会 資料②-4

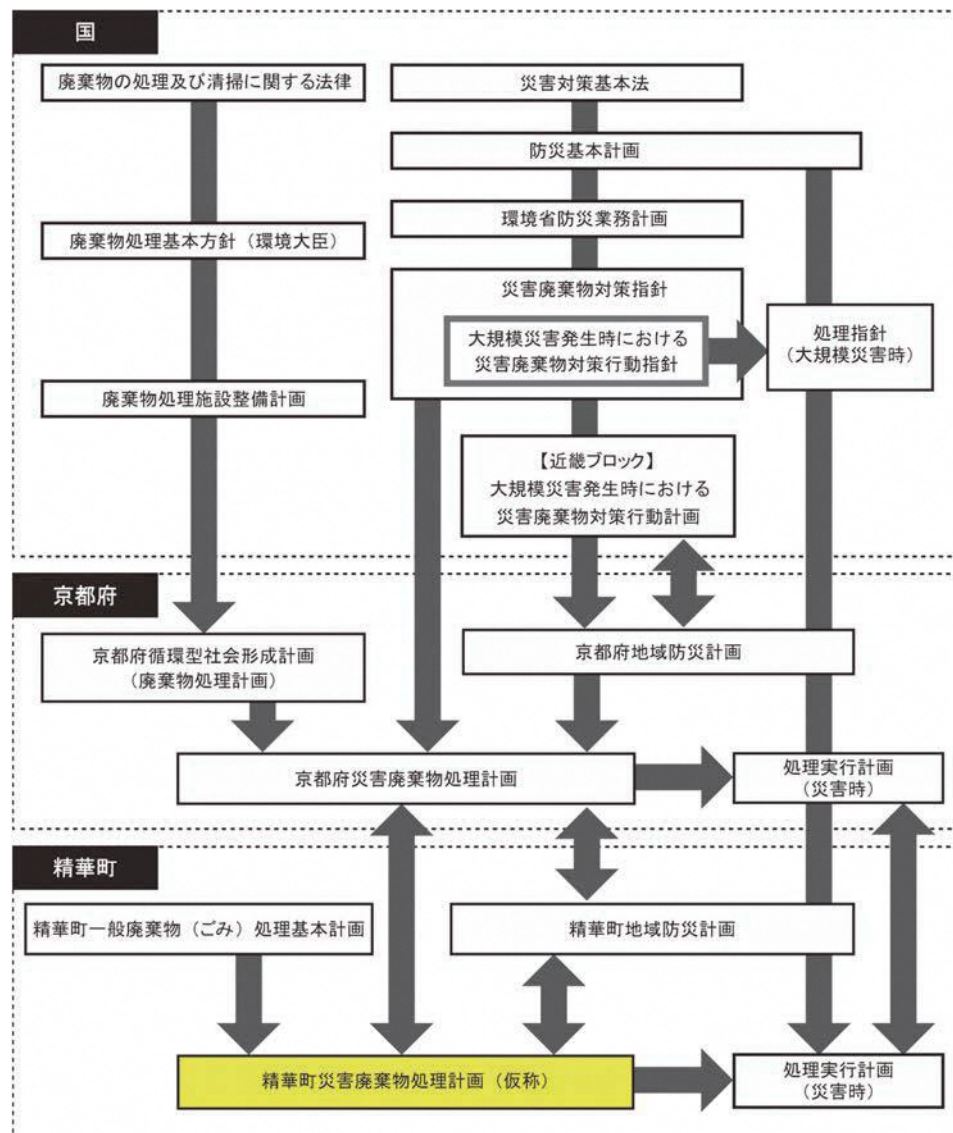
1. 策定の目的

精華町災害廃棄物処理計画は、将来発生が予測される大規模災害に備え、精華町における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、早期に復旧・復興させることを目的に策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、環境省の定めた災害廃棄物対策指針（平成30年改定）に基づき策定し、京都府災害廃棄物処理計画及び精華町地域防災計画と整合を図り、災害時に発生する膨大な災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するための基本的な考え方、処理方法や処理手順を示すものです。

なお、京都府が作成した市町村向け災害廃棄物処理計画策定マニュアルとも整合に注意して策定し、京都府や応援市町村との連携が図られる内容とします。



3. 対象とする災害

本計画では、地震被害のうち最も町内で被害の大きな生駒断層帯地震と木津川氾濫による風水害を対象としています。それぞれの災害では、以下に示す規模の被害が想定されています。

◎地震災害による被害想定

地震	(推定)建物被害(棟)		
	全壊	半壊	焼失
生駒断層帯	2,700	3,620	220
奈良盆地東縁断層帯	2,360	3,400	130
木津川断層帯	1,820	3,120	220

◎木津川氾濫による被害想定

項目	(推定)被害想定(棟)			
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
木津川氾濫	4,179	858	—*	673

*京都府マルチハザード情報提供システム公表によるデータの浸水深区分では、半壊(1.5m以上-2.0m未満)と床上浸水(0.5m以上-1.5m未満)の区分ができないため、危険側にとり「0.5m以上-2.0m未満」は全て「半壊」としている。

4. 対象とする廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、以下に示すとおりです。災害で損壊した家屋から発生するがれき類や片付けごみだけでなく、被災者や避難者の生活で発生するごみや簡易トイレ等から発生するし尿も対象としています。

なお、風水害等により住宅に流入した土砂・竹木等のうち、竹木については柱角材と同様に処理・処分を行い、土砂については、別途関係機関と協議し、対応を検討します。

発生区分	大分類	小分類
損壊家屋から発生する廃棄物(がれき類、片付けごみ)	①可燃物	可燃物
		可燃性粗大ごみ
		畳
	②不燃物	木くず
		不燃性粗大ごみ
		小型不燃ごみ
		金属くず
		コンクリートがら等
	③混合廃棄物	処理困難物
		家電リサイクル法対象品
④その他の廃棄物	爆発物、危険物等	
	受け入れない廃棄物	
被災者・避難者の生活に伴い発生する廃棄物	し尿	
	生活ごみ・避難所ごみ	

5. 災害廃棄物発生量

対象としている災害では、以下に示す量の災害廃棄物の発生が想定されています。

生駒断層帯地震の場合416千t、木津川氾濫の場合は509千トンの災害廃棄物が発生する見込です。これは精華町から発生するごみ量の40~50年分*に相当します。

*令和3年度のごみ排出量は11千t。

また、地震災害では建物の損壊等で発生するがれき類が多く、風水害被害では浸水により使えなくなった家具や電化製品などの片付けごみが多く発生すると想定されています。

風水害による災害廃棄物は、水分を含んだ畳や家財道具が多く、これらは腐敗しやすいほか、衛生上の問題もあるので、浸水家屋は水が退いたら直ぐに片付けが始まることから、地震よりも廃棄物の排出が早いという特徴があります。

◎がれき類、片付けごみ

災害種別	災害廃棄物の組成(千t)						合計(千t)
	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	その他	
生駒断層帯地震	19	103	197	2	65	30	416
木津川氾濫	22	359	50	3	11	64	509

*廃棄物の構成比は、生駒断層帯は熊本地震による構成比、木津川氾濫は関東・東北豪雨による構成比を使って計算した。

6. 避難者によるごみ、し尿等

生駒断層帯地震では、最大11,400人の避難者が発生すると想定されています。

その場合、各避難所からは1日当たり9tのごみが発生するほか、避難所等に設置した仮設トイレからは、約20kLのし尿が発生すると想定されています。

また、避難者が全員仮設トイレを利用すると想定した場合、必要となる仮設トイレの基数は以下のようになります。

◎仮設トイレの必要基数

避難者数	1基当たり仮設トイレ利用者の目安		
	100人/基	75人/基	20人/基
11,400人	114基	152基	570基

仮設トイレについては、町による備蓄だけでなく、事業者への応援協定(レンタル)等により、必要基数を確保すると共に、不足する場合は、携帯トイレ・段ボールトイレも活用します。

7. 処理の基本方針

災害廃棄物は、以下の4つの基本方針に基づき適正・迅速に処理を行い、安全・環境に配慮しつつ、出来るだけ資源化を行うことで復興・復旧に役立てます。

衛生的かつ迅速な処理
分別・再生利用の推進
処理の協力・支援、連携
環境に配慮した処理

8. 関係機関との連携

大規模な災害が発生した場合、災害廃棄物の対応は本町や木津川市精華町環境施設組合だけでは困難となることが想定されます。その場合は、府や他の市町村、民間事業者等に応援を要請し、協働で災害廃棄物処理に当たる事とします。

そのために、事前に災害応援協定を取り交わしておく事で、速やかに応援要請に係る事務手続きが行えるよう、準備を進めます。

9. 住民・事業者の役割

- ① 災害時においてもごみの分別に努め、廃棄物の適切かつ円滑な処理に協力する。
- ② 災害時に市が発信する情報に基づき、災害廃棄物等の適切かつ円滑な処理に協力する。
- ③ 指定場所以外への排出や便乗ごみの排出、野焼きは行わない。
- ④ 災害廃棄物の処理・処分について、必要な人員・車両等の資機材の提供や適切なおごみの分別や排出に協力する。
- ⑤ 自ら災害廃棄物の処理・処分を行う場合についても、適切に選別しリサイクルに努める。

10. 災害廃棄物の処理

損壊した建物由来のがれき類は、環境の森センター・きづがわでの処理が困難なため、協定締結済みの民間の産業廃棄物処理業者等へ処理を委託します。

それ以外の片付けごみや避難所ごみ等は、原則として平常時と同じ処理体制で処理を行います。ただし、環境の森センター・きづがわでの処理能力を超える災害廃棄物が発生した場合は、応援市町村や民間の処理業者に処理を依頼します。

また、災害廃棄物の処理については、分別を徹底することで出来る限り資源化を進めて復旧・復興資材として活用します。資源化が困難な廃棄物についても焼却等の減量化により、最終処分量の削減を図ります。

11. 損壊家屋の撤去・解体について

災害で被災し、撤去・解体が必要となった損壊家屋について、がれきの撤去や家屋の解体は、原則として対象家屋の所有者の負担において行います。

ただし、災害の規模により国が特例措置を講じた場合は、町が主体となって撤去・解体（公費解体）を行います。

12. 住民への広報

災害廃棄物の処理等に関する情報は、以下の方法・内容を参考に発信します。

情報伝達手段としては、ホームページ、SNS、広報紙、広報車、回覧板、避難所への掲示等を、被災状況や情報内容に応じて活用します。ホームページやSNS、回覧板等での情報発信は、迅速に対応出来るよう、平常時から文面等のひな形を準備しておきます。

項目	内容
全般	災害廃棄物の収集方法、排出場所、排出可能期間と時間、排出方法、要配慮者に対する補助や支援に関する情報、不法投棄、野焼き等の不適正処理禁止等
仮置場の設置状況	仮置場の設置状況や運営状況、搬入可能物
災害廃棄物処理の進捗状況	災害廃棄物の処理状況（進捗率の見える化）等

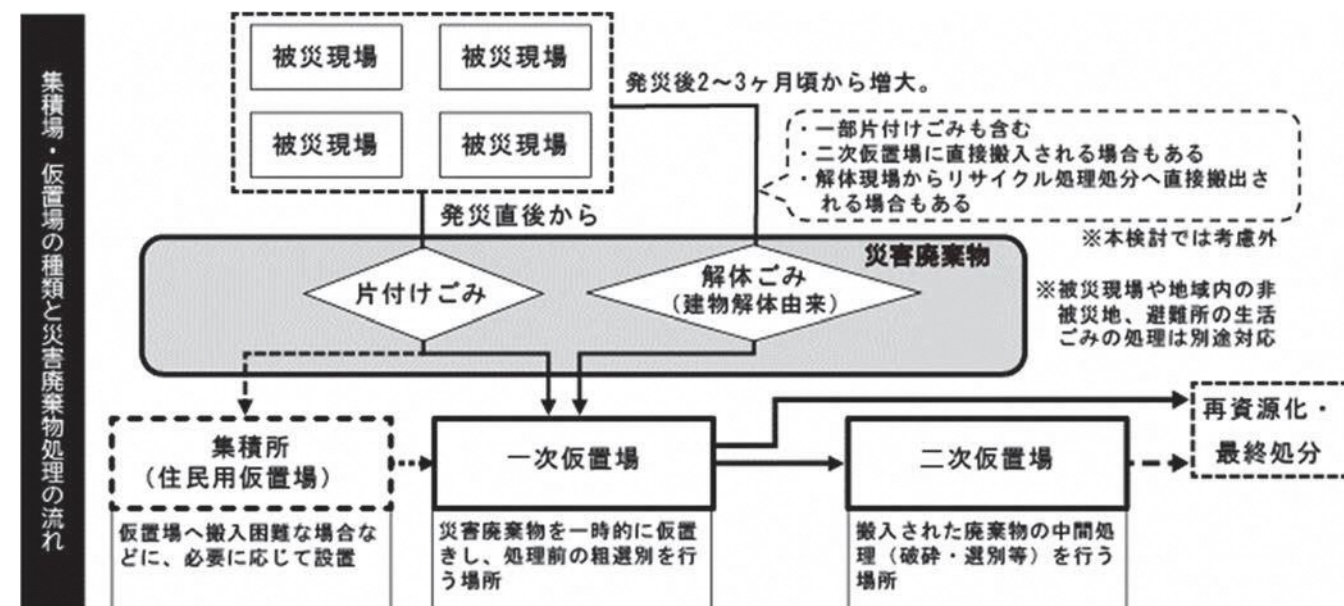
13. 仮置場

災害廃棄物は、大量にかつ短期間に排出されるという特徴があるため、仮置場には、処理施設において一度に処理ができない大量の災害廃棄物を一時的に保管するためだけでなく、大量の災害廃棄物を被災現場から移動させることで、速やかな復興・復旧に向けた対応を行いやすくするための役割があります。

仮置場は住民が直接災害廃棄物や片付けごみを持ち込む一次仮置場と、災害の規模が大きいときに、処理施設での処理等が円滑に進むよう災害廃棄物の機械選別や再資源化を行うための二次仮置場に分けられます。

一次仮置場は比較的生活圏に近い場所に、災害の規模・状況に応じて複数箇所設置します。二次仮置場は、一次仮置場から搬出した災害廃棄物の保管・分別（一次仮置場より詳細な分別）や、仮設の破碎・選別機等を設置して運営するので、出来るだけ生活環境に影響が無いように離れた場所に設置します。

また、これ以外に、被害状況によっては住民の利便性や生活環境・空間の確保・復旧を考慮して、被災した住民が一時的に家屋から搬出した災害廃棄物を集積する場所として、身近な公園等に住民用仮置場の設置も検討します。



14. 仮置場の必要面積

仮置場の必要面積は、以下のとおりです。

実際には被災した建物の解体にある程度の期間が必要なことと、その間廃棄物の処理も進むことから、ここで示す広さを確保する必要はなく、処理期間にもよりますが3年で処理が完了すると仮定すると、この2/3程度の用地が必要となります。

また、片付けごみを搬入する集積所と建物解体によるがれき類を搬入する仮置場を分けることで、迅速に設置が必要な集積所と時間的余裕のある仮置場と分けることが出来るので、災害規模に応じて検討を行います。

災 害	廃棄物発生量 (t)	廃棄物発生量 (m ³)	仮置場 必要面積 (ha)
生駒断層帯地震	416,320	512,263	13.7
可燃物	18,734	46,836	1.2
不燃物	102,831	93,483	2.5
コンクリートがら	197,336	179,396	4.8
金属くず	2,082	1,892	0.1
柱角材	65,362	163,406	4.4
その他	29,975	27,250	0.7
木津川氾濫	509,094	515,458	13.7
可燃物	22,400	56,000	1.5
不燃物	358,911	326,283	8.7
コンクリートがら	49,891	45,356	1.2
金属くず	3,055	2,777	0.1
柱角材	10,691	26,727	0.7
土砂・その他	64,146	58,314	1.6